

# おおさか文化プラン

(大阪府文化振興計画)

～取り戻そう「誇り」

育てよう「息吹」～

平成18年3月

大阪府





## ごあいさつ

大阪府では、府民、企業、NPO、行政等がみんなで力を合わせて、オール大阪で文化の振興に取り組むために文化振興条例を平成17年4月に施行しました。このたび、その理念を具体化するために、大阪府文化振興計画を策定いたしました。

文化は、人々の幸せの源泉となり、生きる力を与えるとともに、誇りの礎となるものです。そしてそれは、地域の魅力の核となるものです。大阪は古代からの歴史の中で様々な文化を育んできました。その蓄積は私たちの身のまわりに今も豊かに息づいています。大阪を活性化していくためには、このポテンシャルを活用していくことが重要です。

しかし、現在、この大阪が持つ豊富な文化的蓄積についての私たち自身の認識や活用が十分と言えるでしょうか。私たちは、大阪の文化状況を冷静に見つめ直し、大阪の文化に自信と誇りを取り戻すことが必要なのではないのでしょうか。

この計画では、施策の方向として、「大阪文化の再発見と情報発信」、「新たな文化創造のための土壌づくり」の2つを柱とし、特に、これからの大阪文化を担う子どもたちや若い人たちが文化芸術に親しみ、参加する機会を充実することを目指しています。

今後、この計画のもと、大阪に住み、働き、学ぶ人々が大阪の文化に高い関心をもって文化活動に参加し、大阪の文化に自信と誇りを持ち、それを伝えていく、そうした魅力あふれるまち大阪の実現に力を注いでまいります。

皆様には、オール大阪での文化振興への取り組みに、一層のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「大阪府文化振興会議」の委員並びに関係者、府民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成18年3月

大阪府知事 太田房江

## 目次

はじめに	1
第1 大阪における文化の現状と問題点 ～その危機的状況～	4
第2 文化振興の目標と課題	12
第3 今後の施策の方向	14
1 大阪文化の再発見と情報発信	14
(1) 文化資源の掘り起こしとPR	
(2) 文化を育むまちづくり	
(3) 文化に親しみ、参加する機会づくり	
2 新たな文化創造のための土壌づくり	20
(1) 文化創造のための場づくり	
(2) 文化創造の担い手を育む仕組みづくり	
第4 文化施策の推進に向けて	25
5年後のすがた	27
大阪府文化振興条例に係る施策集	
(参考)大阪府文化振興条例	

# はじめに

## 1 文化振興計画の性格

この計画は、平成 17 年 4 月に施行した「大阪府文化振興条例」第 6 条に定める「文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」として、はじめて策定するものです。

条例の基本理念を踏まえ、条例に定める「文化の振興に関する施策」を具体化していくための施策の方向を示すとともに、平成 22（2010）年度を目途に、今後 5 年間で集中して取り組むべき施策を示します。

また、「文化芸術振興基本法」第 4 条に定める「地方公共団体が自主的かつ主体的に策定する施策」の役割も担います。

## 2 計画策定までの経緯

大阪府はこれまで、「大阪府文化問題懇話会」の提言（昭和 56（1981）年）を受け、「文化に思い切った投資」という考え方の下、文化振興施策を実施してきました。

また、昭和 63（1988）年から「大阪文化の 10 年」と位置づけた「大阪文化振興ビジョン」に基づき、大阪センチュリー交響楽団の創設や上方演芸資料館の開設などの多彩な文化振興施策を展開してきました。

その後、バブル崩壊後の日本の低経済成長、財政危機を受け、「文化に思い切った投資」という視点だけでは施策展開が困難との認識の下、「大阪府文化振興指針」（平成 10（1998）年）を策定しました。

さらに、平成 15（2003）年には、一人ひとりの府民を主役に、ソフト面の充実を中心に文化振興を進める「大阪府文化振興アクションプラン」を取りまとめ、大阪府総合計画に掲げる「人が集い、文化が花開く大阪」の実現に取り組んできたところです。

こうしたなかで、三位一体改革を旗印とした国から地方への権限委譲の流れを受け、地域の責任において、地域が考え、地域が行動する真の地域主権を確立することが喫緊の課題となってきました。また、今後の人口減少社会の中で、大阪が活力あふれる都市として発展していくためには、成長著しいアジアとの交流を更に拡大することが必要であり、文化振興をはじめとした大阪の魅力向上のための取り組みが不可欠です。

このため、今後より一層、府民の共感を得ながら、「人が集い、文化が花開く大阪」の実現を目指していく上で、大阪府の文化振興に取り組む基本姿勢を明確に示していくため、「大阪府文化振興条例」を施行（平成17（2005）年）しており、今回、この条例を受け、「大阪府文化振興アクションプラン」に代わるものとして新たに「大阪府文化振興計画」を策定するものです。

### 3 文化振興とは

文化の主体は人であり、文化はそれぞれの人の心の中からあふれるものです。また、生きていく上で欠かすことのできない糧となるものです。

条例では、文化振興の対象を、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術などの芸術をはじめ、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能）、上方演芸（落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸）、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）、地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、スポーツ文化、学術文化、有形・無形文化財、景観（都市景観、歴史的景観、自然景観）と幅広くとらえています。

こうした幅広い分野にわたって、大阪府が行政の立場から文化を振興する意義をあらためて整理すると、次の3点があげられます。

- ① 人々が、これまで育まれてきた独自の文化を通じて、自分の住むまち・働くまちの歴史やアイデンティティを認識し、愛着と誇りをもつことが

できます。

- ② 文化活動を通じて、人々が、自分とは異なるものの見方、考え方、価値観に触れることにより、心の豊かさ、人間性を育むとともに、人と人のつながりを強めたり地域の活力を引き出すことができます。社会的弱者の立場にある人の社会参加を支援するという点でも、文化は大きな力を発揮します。また、文化活動の中には、社会に対する問題意識、批判精神の表現である場合もあり、人々に考える力を与え、また、地域の課題を人々が共有し、行動を起こしていくきっかけをつくったり、幅広く発信したりするものもあります。このことは、誰もが自分らしさを輝かせ、お互いを尊重し合う、豊かな人権文化の創造につながるものといえます。
  
- ③ 文化活動は人々の感性・創造性を育むうえで、大きな効果をもつことから、教育、福祉、健康づくり等の分野でも、社会サービスの一つとして認識され始めています。また、文化は、都市の魅力そのものであり、観光など様々な分野で、内外の人々を惹きつけ、まちの賑わいづくりに大きな役割を果たしています。こうしたことから、文化の振興が、新たな産業や社会サービスの創造、ひいては経済の活性化、都市の再生につながっていきます。

# 第1 大阪における文化の現状と問題点

## ～その危機的状況～

### 1 大阪文化への関心の低さ

大阪は、古代「難波津」の時代から、東アジアをはじめとする諸外国との国際交流や文化交流の表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たしてきました。また、近世には、経済取引の中心地として発展し、担い手となった町人主体の人形浄瑠璃、歌舞伎をはじめとする独自の上方文化や、懐徳堂、適塾といった私塾を舞台に学術文化を育み、人々はそれを誇りとしてきました。

現実に、大阪はわが国の文化のふるさととして国内有数の文化資源を持つ地域の中心に位置し、進取の気性に富み、多くのニュービジネスを輩出するなど、文化の保存、振興はもとより新しいものを生み出す高いポテンシャルを有しています。

しかしながら、現状では、このような大阪の有する文化資源に対する府民の関心が高いとはいえ、その独自の文化への認識も十分な状況ではないと考えます。

国宝・重要文化財指定件数状況  
(京阪神奈エリアと首都圏【1都3県】との比較)

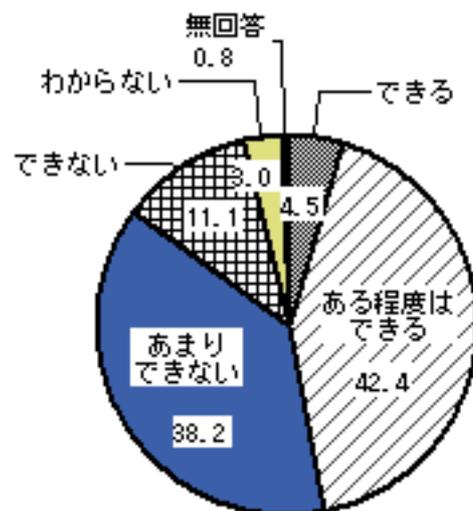
エリア	美術工芸品	建造物	合計
京阪神奈エリア	4,450件	869件	5,319件
首都圏 (1都3県)	2,928件	163件	3,091件

平成17年9月1日現在

(資料)文化庁「国宝・重要文化財都道府県別指定件数一覧」より作成

大阪の魅力について説明や紹介ができる人の割合

大阪の魅力(文化、人、産業、まちなど)についてたずねられたとしたら、説明や紹介ができますか



N = 964

(資料)大阪府「平成16年府民意識調査」

(%)

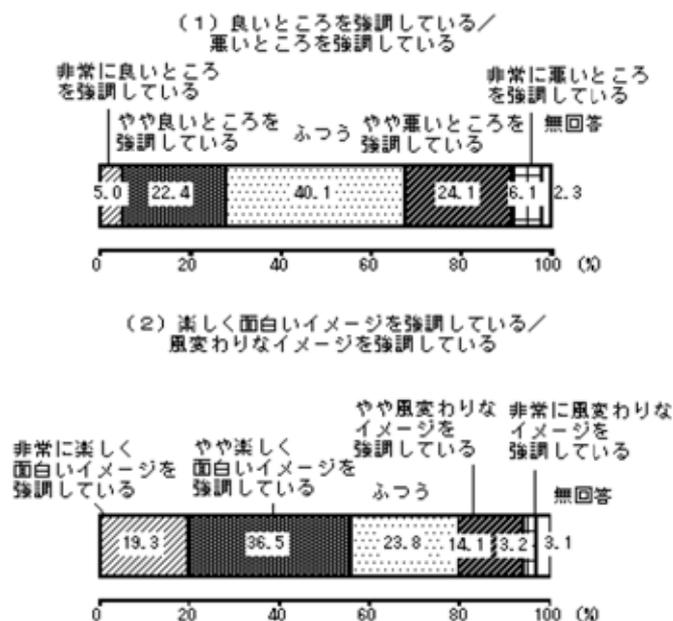
## 2 文化資源を戦略的にPRする視点の欠落

こうした現状が、大阪の有する貴重な文化資源を積極的にアピールできないことにつながっており、内外に十分知られないまま今日に至っています。

一方、テレビ番組等東京発のマスコミから大阪文化の一面が強調して発信され、それが大阪や大阪人への固定的イメージとなって受け止められるような現象が生じています。

### マスメディアを通じた「大阪」の伝え方

テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などにおける『大阪』の伝え方についてどのように感じていますか

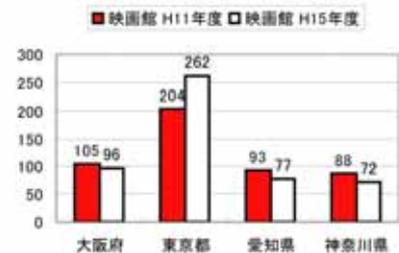


(資料)大阪府「平成16年度府民意識調査」

### 3 人材の東京流出

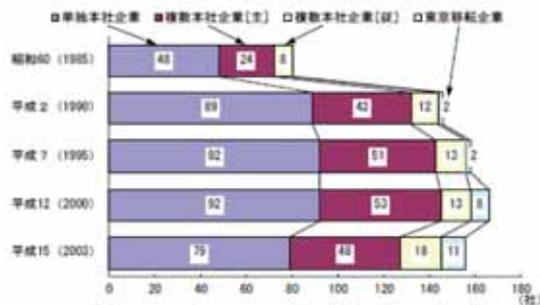
大阪では、高度成長期に毎年著しい人口流入を経験し、人口構造が大きく変わりました。その後の安定成長期に入って、企業の本社をはじめとする業務中枢機能の東京一極集中が顕著になってきた結果、大阪の文化を担い、親しみ、支えてきた企業や人が減少してしまいました。このことは、文化活動を行う人や団体にとって、自立した活動を続けるためのマーケットの縮小を引き起こし、またそのようなマーケットが育ちにくい現状を生んでいます。このため、マーケットを求めて文化活動を行う人や団体もまた、東京を目指す状況にあります。

(常設の興行場の内) 映画館の増減状況  
(H11年度末とH16年度末比較)



(資料) 厚生労働省「衛生行政報告書」より作成

大阪府における資本金100億円以上の企業数の推移



(注) 単独本社企業 = 大阪(京都、兵庫)のみ本社を置く企業  
 複数本社企業【主】 = 複数本社制を採用し、大阪(京都、兵庫)に主たる本社を置く企業  
 複数本社企業【従】 = 複数本社制を採用し、東京に主たる本社を置く企業  
 東京移転企業 = 従来大阪(京都、兵庫)に本社を置いていたが、現在は東京のみに本社を置く企業

(資料) 府立産業開発研究所「企業の本社機能に関するアンケート調査結果報告書」

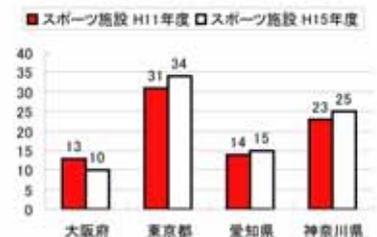
過去3年における主な民営文化施設等の廃止状況

施設等名称	主な属性、用途	閉館、廃止年月
扇町ミュージアムスクエア	劇場	H14.12
近鉄小劇場	"	H15.2
近鉄劇場	"	"

\*逆に新しく設置されたものとして  
 ・「ウルトラマーケット」(2004年春)  
 ・「大阪四季劇場」(2005年1月)  
 などがある。

(資料) 大阪府調べ

(常設の興行場の内) スポーツ施設の増減状況  
(H11年度末とH16年度末比較)



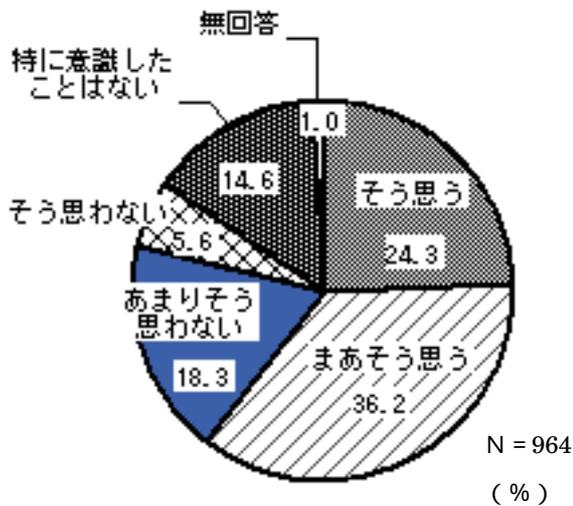
(資料) 厚生労働省「衛生行政報告書」より作成

#### 4 文化に親しみ振興する人が不足

こうしたことが、多くの府民にとって豊かな大阪の文化に親しむ機会の減少を招いていると考えられます。このことは大阪の良き地域文化の土壌を枯らし、府民から誇りや自信を失わせているのではないのでしょうか。文化に接する機会の減少が、文化を愛する人の減少につながり、さらなる機会の減少を生む負のスパイラルに陥っていると考えます。

一方で、文化・芸術系のNPO（非営利団体）などによる様々な活動が進められるようになり、独自の文化振興の芽がうかがわれます。しかし、こうしたNPOなども、その活動基盤が脆弱な状態にあります。

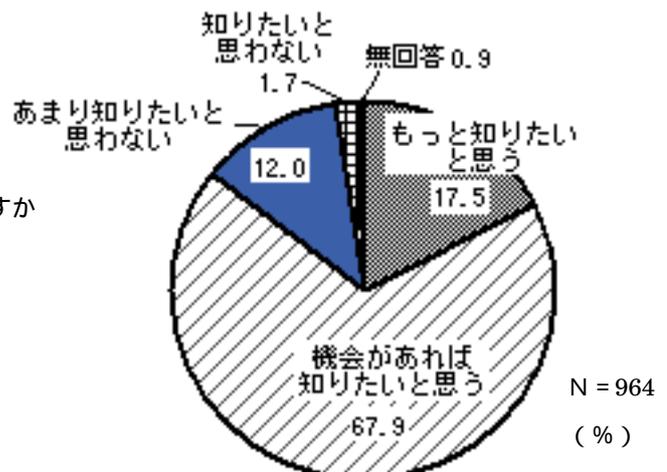
#### 大阪の住民であることを誇らしく思う人の割合



(資料)大阪府「平成16年府民意識調査」

自分が大阪の住民であることを誇らしく思っていますか

#### 大阪の魅力についてさらに知りたいと思う人の割合

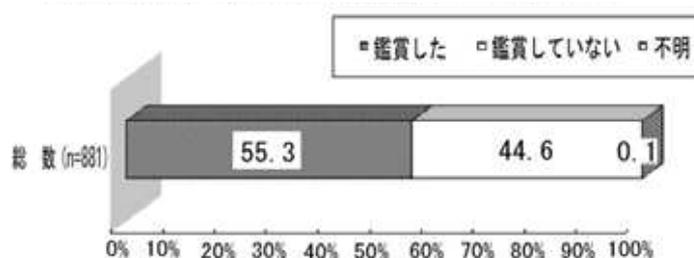


大阪の魅力について、さらに知りたいと思えますか

(資料)大阪府「平成16年府民意識調査」

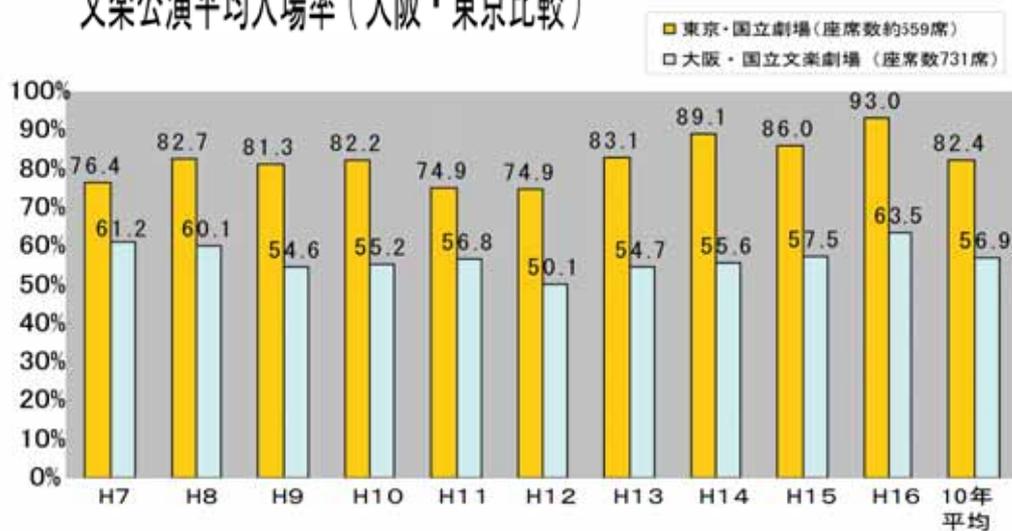
## 過去1年での芸術作品の鑑賞経験

過去1年間に、大阪府内の美術館やデパート、公共施設などで、  
絵画や彫刻、陶芸、写真などの芸術作品を鑑賞したことがありますか



(資料)大阪府「第84回府政に関する意識調査」

## 文楽公演平均入場率 (大阪・東京比較)

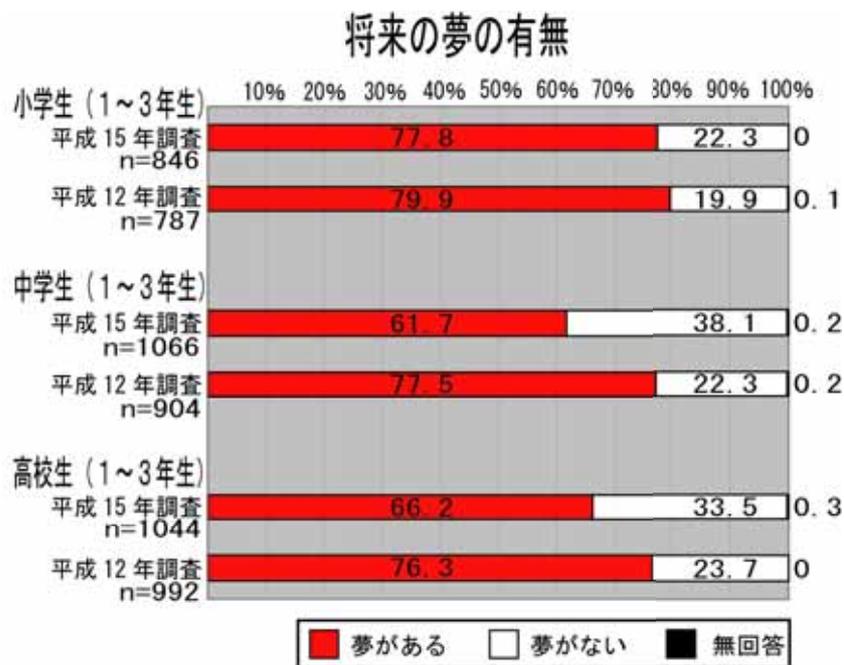


(資料)大阪府調べ

## 5 家庭や地域の子育て・子育て機能の著しい低下

また、大阪のような大都市圏では、都市化の進展に伴って、核家族化、地域における人と人とのつながりの希薄化が進行しています。こうしたことは、家庭や地域の中で子ども、青少年が大人をはじめとする他人との交流の中から豊かな心を培ったり、将来の夢を見出したりするような、従来、家庭や地域がもっていた子育て・子育て機能を著しく低下させていると考えられます。

このことは、次代を担う子ども・青少年の健全な育成のみならず文化の継承や、発展にとっても大きな問題です。



(資料)大阪府調べ

## 6 次世代育成ができていない

わが国の人口は、今後、漸減していくことが予想されています。特に大阪は合計特殊出生率が1.20（平成15年）になるなど全国平均を上回る速度で次代を担う子ども・青少年が減少していく状況にあります。また、家庭や地域における子育て・子育て機能の低下は、文化を次代に引き継いでいく仕組みを失わせています。このため、文化の担い手を育む次世代育成の充実が喫緊の課題となっています。

## 7 次代の文化活動の担い手の成長に不安がある

さらに、演じる側でも似たような問題があると言えます。伝統芸能のみならず舞台芸術などの様々な分野で、人間国宝をはじめとした大阪の文化の発展に大きく貢献されてきた担い手の継承者が必ずしも十分に育つ環境にない面もあることから、今後、大阪の文化が伝承、継承され発展していく上で不安を投げかけています。

## 8 生涯学習の変革が必要

また、高齢でもいきいきと暮らすことができる、いわゆる健康寿命の延伸が見られることから、元気な高齢者が急速に増加しています。このことは、主にリタイアした高齢者が第2の人生を送る上での学習意欲の高まりにつながっていくと考えられます。特に仕事中心の生活スタイルから、日ごろ文化に親しむことが難しかった団塊の世代の多くには生涯学習を通じ社会貢献を果たしていく意識が生まれつつあります。この団塊の世代を中心として全ての人が生涯学習で身につけた知識やノウハウを次世代をはじめとする他者へ伝播していくような役割を担うことが社会的に重要度を増していくと考えますが、現状の生涯学習は概して自己満足で終わっているのではないかという指摘もあります。

～まとめ～

以上のことがらが複雑に絡み合いながら互いに影響を及ぼしていることが大阪の文化を取り巻く現状であると考えます。

こうした現状の打開に、これまでの大阪の文化施策が一定の役割を果たしてきたと考えますが、新しく起こってきた事象を考慮した上で、大阪における文化の現状と問題点を大きく集約すると次の2点が浮かび上がります。

(1)大阪が持つ豊富な文化的蓄積についての認識やその活用が十分ではなくなっています。

(2)文化に親しむ機会が十分に確保されず  
発表・表現の場や次代の文化の担い手を  
育てる環境が十分ではなくなっています。

## 第2 文化振興の目標と課題

「人が集い、文化が花開く大阪」の実現を目指すという文化振興アクションプランにおいて掲げてきた目標は、この計画においても継承していきます。その実現に向けて、大阪における文化の現状と問題点を踏まえ、文化振興施策を戦略的に実施していくうえで、特に重要な課題としては、次の3点があげられます。

### 1 大阪文化への自信、誇りの復活と発信

大阪には、長い伝統の中で洗練されてきた上方文化などの独自の文化が、芸術・芸能だけでなく、まちや人々の生活の中にも息づいています。こうした大阪独自の文化は、府民一人ひとりにとって心の糧となると同時に、大阪の活性化に欠かせない、都市魅力の源泉としても貴重な役割を果たします。

このため、府民一人ひとりが、大阪の文化を再発見、再認識し、それらを振興、活用することを通じて、大阪文化への自信と自らの誇りにつながるよう、取り組んでいくことが望まれるといえます。

また、そうした大阪文化の豊かさを十分に内外に発信していくことは、自信と誇りをより確かなものにつなげていきます。

この大阪文化への自信と誇りは、府民の文化芸術への関心や、大阪という土地への思いを高めるうえでも、また、大阪がアジアの文化拠点として発展していくうえでも、最も重要な「こころの基盤」となるものです。

### 2 文化のまちづくりと創造性あふれる人づくり

文化活動は鑑賞するだけでなく、だれもが参加することのできるものであり、人々の自主性・創造性を高めるとともに、お互いのコミュニケーションを活発にし、異なる価値観に出会う場でもあります。

このため、新たな文化創造活動が繰り広げられるよう、環境を整備することによって、創造性に富んだ人づくりや文化密度の高い魅力あるまちづくりを進めることが重要です。

また、多様な文化活動を通じて、地域における人と人のつながりを再生するとともに、まちづくりや教育・福祉など地域の課題を解決するための活動のなかに文化を組み込んでいくことによって、地域力の回復・充実を図ることができます。大阪は歴史的にもアジア地域との深いつながりを持ち、多くの外国人が共に暮らす中で、文化を育んできた都市です。今あらためて大阪が有する文化の多様性を見つめ直し、人々がお互いに個性や価値観を尊重しあう多文化共生社会と人権尊重社会の実現につなげていく必要があります。

### 3 文化を通じた次世代育成

子ども・青少年が地域や学校で、文化活動を通じて様々な人と出会い、いろいろな体験を重ねることは、人とつながるだけでなく、自分自身を発見し、表現することができるようになる、貴重な経験です。

子どもたちが、夢や希望をもって育つことができるよう、また、自分を大切に生きていくことができるよう、さらには、文化の継承や創造を担う人を育てるという意味でも、文化を通じた次世代育成に取り組んでいく必要があります。

## 第3 今後の施策の方向

大阪府の文化振興における取り組むべき施策は多岐にわたりますが、この計画では、課題に示した3点を踏まえ、何よりもまず、府民が大阪文化への自信と誇りを取り戻すことが重要であることから、「大阪文化の再発見と情報発信」を今後の施策展開の第一の柱とします。

そのなかで、「文化資源の掘り起こしとPR」「文化を育むまちづくり」によって、大阪文化への理解・関心を高め、その魅力を広く発信していくとともに、「文化に親しみ、参加する機会づくり」を通じて、特に子ども・青少年への働きかけを強化します。

さらに、新たな文化創造活動を通じて、創造性に富んだ人づくりや魅力あるまちづくりを進めるため、第二の柱として「新たな文化創造のための土壌づくり」を掲げます。「文化創造の場づくり」「文化創造の担い手を育む仕組みづくり」を通じて、文化創造活動を促進するための環境整備をすすめます。

### 1 大阪文化の再発見と情報発信

大阪人の礎(いしずえ)となる大阪文化に、もう一度きっちりと目を向けて、現在の感覚、感性で再発見し、内外へ発信することにより、大阪の誇りを取り戻し、大阪文化を次の世代へと継承していきます。

#### (1) 文化資源の掘り起こしとPR

大阪には貴重な文化資源がありますが、それに光が当たり内外に広く知られているわけではありません。このように大阪文化の素晴らしさが知られていないということが、大阪の文化にとって最も不幸なことです。伝統芸能、上方演芸などをはじめとした大阪の文化やその背景に触れ、知ることで

て、大阪の大阪たるゆえんを再発見し、大阪の誇りを取り戻すことにつながっていくことができるのではないのでしょうか。

また、府外の人々に大阪文化を知ってもらい、大阪を訪れよう、訪れてみたいと関心を持ってもらうことは、人や文化の交流、まちの賑わいへとつながっていくとともに、府民の誇りの回復につながっていきます。

そのため、まず大阪の文化資源を掘り起こし、再認識し内外に発信していくことに力を注いでいきます。

### ①伝統芸能、上方演芸をはじめとした大阪文化の振興と情報発信

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎などの伝統芸能や落語、講談、浪曲、漫才、漫談などの上方演芸は大阪に根ざし、発展してきました。また、文学、音楽、祭り、歴史的建造物、そして食文化など、大阪には様々な魅力ある文化が息づいています。これらの大阪で独自に発展してきた文化を、内外に誇れる大阪の文化として後世に引き継ぐとともに、新たな発展に向けて支援していくことにより、大阪の独自性を広くアピールし、大阪文化への理解、関心の高まりにつながっていきます。

また、大阪言葉や大阪に伝わる地名の由来などを含め、情報の提供、発信を行うことにより、府民の大阪の文化や歴史に対する理解の促進と、文化の伝承が行われることへとつながっていきます。

さらに、大阪において親しまれている「笑い」が文化資源であるとともに、健康にも役立つことから、「笑い与健康」に関する情報を発信するとともに、府民の主体的な活動の促進に努めます。

#### 《主な施策・事業》

- 上方演芸資料館における演芸公演及び上方芸能まつりの実施
- 上方演芸資料館における上方演芸資料の収集・保存・展示
- おおさか・元気・シリーズ事業（文楽、能・狂言）
- なにわ伝統野菜等の振興
- 大阪ブランド戦略、文化情報誌の発行、インターネットによる情報発信
- 大阪文化の再発見に関する講座の実施

- 大阪人権博物館、アジア・太平洋人権情報センター、大阪国際平和センターにおける資料収集と情報発信
- 「笑い与健康」事業

## ②観光資源の整備・情報発信と文化交流の促進

大阪にある文化資源に光をあて、大阪の文化や歴史について、だれもが簡単に触れ、理解できるように案内を充実・多言語化するなど、大阪の文化魅力の再発見を通じて、観光資源としての整備を行い、大阪を内外にアピールしていきます。

また、大阪の文化とその魅力についての情報発信を積極的に行い、人や文化の交流を促進し、大阪を「人が集うまち」にしていきます。

特に、アジア地域との相互の発展をめざして、文化・芸術やスポーツ交流を促進し、アーティストやNPO等が集い、交流する都市づくりを進めます。

こうした取組みは、府民が、大阪の魅力を再発見し、誇りを取り戻すことにもつながるものと考えます。

### 《主な施策・事業》

- 観光戦略プログラムの推進  
(東アジアターゲット・プログラム、関空活用・プログラム、広域連携・プログラム、大阪魅力開発・プログラム、ホスピタリティ向上・プログラム)
- 歴史街道の案内充実
- 関西国際広報センター(KIPPO)への参画

## (2)文化を育むまちづくり

---

大阪は難波宮以来、1300年の歴史の中で、盛衰を繰り返しつつ、幾度となく日本の経済・文化の要の役割を果たしてきました。江戸期には淀川、大和川の付け替えや水路の掘削により、現在の大阪の骨格が形成されるとともに、「天下の台所」として栄えました。そこでは川や橋を含めた景観が大阪の

原風景となり豊かな上方文化を育んできました。

都市の景観や生活空間は、その地域独自の文化の基盤となるものです。そのため、歴史を重ねてきた大阪の都市景観、歴史的建造物や街並みの保存・活用を図る取組みを支援し、文化を育んできた都市の姿への関心を高め、風格のある景観を維持・形成していくことが求められています。

### ① 風格ある都市景観の形成と活用

文化の薫りが漂い、内外の人々が訪れる美しいまち・大阪をめざして、府民、企業、NPO、行政など、大阪で活動する各主体が一体となって個性的で魅力あるまちづくりを推進します。特に、「水の都・大阪」の再生を通じ、水辺に開かれた親水空間や交流拠点を形成することは、大阪の原風景の再生として上方文化の背景や特質への関心を高めるものと思われます。

また、大阪まちなみ賞などの顕彰制度の活用により、美しい都市景観の形成と意識の向上を図ります。

#### 《主な施策・事業》

- 水の都・大阪の再生
- 景観条例に基づく景観形成の推進
- 大阪美しい景観づくり推進会議による府民運動の展開
- 都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）の実施
- 地域の魅力・顔づくりプロジェクト

### ② 歴史的街並みや建造物などの活用

長い歴史に育まれてきた寺内町や長屋も含めた歴史的な街並み、建造物などを保存、活用し、その場所が持つ歴史を活かしながら、文化の創造につなげていきます。

そのため、大阪に数多く残されている史跡、近代建築などの歴史的建造物や産業遺産などについて、市町村と連携しながら、保存・整備を進めるとともに、これらを活用した文化活動、まちの賑わいづくりなどを支援します。

特に、綿業会館や府立中之島図書館など貴重な近代建築の集積する大阪市内や府域の歴史的民家、街並み、産業遺産などを文化の発信や観光交流・憩いの場として活用し、地域の豊かな街並みの形成、賑わいづくりへの取り組みをすすめます。

#### 《主な施策・事業》

- 歴史的建造物を活用した文化活動に対する支援（大阪楽座事業）
- 文化財の調査事業
- 指定文化財保存、継承、公開事業
- 登録文化財活用、保存事業

### （3）文化に親しみ、参加する機会づくり

大阪文化の再発見の主役となるのは府民です。大阪の文化の活性化、ひいては大阪の再生のためには、府民が大阪の文化に接し、その魅力を再発見、再認識することが重要となります。

そこで、府民一人ひとりに文化芸術に興味、関心を持ってもらうことで、文化活動への参加を促し、その活動が持続される環境づくりを進めます。

特に、子ども・青少年に文化芸術に親しむ機会を拡げ、心豊かな人格形成とともに、大阪の文化を担う人材の裾野拡大を図ります。

さらに、誰もが、文化芸術に親しみ、参加することができる機会を拡充するなどして、文化に親しむ機会づくりを推進します。

#### ①子ども・青少年が文化・芸術に親しみ、参加する機会の充実

子ども・青少年が、地域や学校などで文化芸術を鑑賞・体験できる機会を充実させ、将来に向けて大阪文化を担う、心豊かな子どもたちが育つような大阪づくりをめざします。

そのため、例えば、クラシック音楽や文楽、歌舞伎等の伝統芸能や現代美術等の様々な分野における一級品の文化芸術に、子ども・青少年が親しみ、参加するプログラムを豊富に供給する仕組みづくりを進めます。また、

地域住民、学校との連携による創作活動など文化体験機会の充実、府立現代美術センター等の文化施設における子ども・青少年の文化体験のためのワークショップの開催など、さまざまな場面において、子ども・青少年が文化に親しみ、参加、表現する機会の充実を図ります。

#### 《主な施策・事業》

- 青少年の文化・芸術に対する関心を引き起こす事業の実施（芸術・スポーツ体感事業）
- 市町村の自主事業のうち子どもを対象としたものに対する支援
- 学校支援人材バンク活用事業
- 芸術系の専門学科高等学校の運営（港南造形高校、夕陽丘高校、東住吉高校）
- 青少年会館プラネットステーション事業
- 大型児童館ビッグバン事業
- 大阪センチュリー交響楽団による音楽体験教室（タッチ・ジ・オーケストラ）

#### ②あらゆる人々が文化に親しみ、参加する機会の充実

あらゆる人々が、文化芸術に親しめる機会の充実を図るため、様々な文化活動への支援や、人々が劇場などへ足を運びたいくなるよう、インターネットや情報誌による情報提供等を行います。

また、文化芸術をより身近に感じることができるよう、創作に取り組んでいるアーティストたちの作品やパフォーマンスに出会い、体験する取り組みなどを通じ、鑑賞だけでなく、参加、表現する機会の充実を図ります。

さらに、地域住民が主体となって運営し、身近で気軽にスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。

#### 《主な施策・事業》

- おおさか・元気・シリーズ事業
- 現代美術センターのインターネット美術館
- 文化情報センターによる文化・生涯学習情報の提供
- 音楽文化振興事業(府民コンサートの開催、和太鼓フェスタの開催)
- 総合型地域スポーツクラブの育成支援

## 2 新たな文化創造のための土壌づくり

新しい文化が活発に生み出される土壌を豊かなものとするとともに、文化創造にとって触媒となりうる映像や音楽に係る産業などとの連携を図るなど、新たな文化創造がなされるための環境をつくっていきます。

### (1) 文化創造のための場づくり

個々の自主性、創造性が尊重され、府民一人ひとりが自らの創造性を存分に発揮できる社会であればこそ、創造性に富んだ人や企業などが数多く生まれます。また、新たな文化創造が活発になされることによって、多様な文化が分厚い集積を成し文化密度が高まることから、まちの魅力が向上し、ひいては経済の活性化が図られます。

そうした社会を実現するため、府内の文化施設をはじめとする既存施設において様々な文化活動が活発に行われ、地域における文化活動のための拠点として機能していくよう、その活用促進に取り組みます。

また、大阪を代表するエリアと言えるような地理的特徴、□まちの記憶□が顕著に現れた場所や名所旧跡などが、特に活発な文化活動が行われるシンボリックな場となるよう、新しい文化が生まれ得る環境整備に力を注いでいきます。

#### ①文化と出会う機会の拡充

個人、企業やアートNPOなどの文化・芸術団体といった様々な主体に対して文化活動を行うための場を提供することと併せて、そうした活動を府民が鑑賞し、さらには活動に参画するなど関わりをもつことができる場をつくる必要があります。そのような場があってこそ多様な文化に対する府民の理解と関心を醸成することができ、そうした理解と関心に支えられることによって文化活動が活発化し、ひいては新しい文化創造につながっ

ていきます。

このため、アーティストと府民とをつなぐ機会を提供する場づくりにも焦点を合わせながら既存の文化施設の有効活用や機能拡張を図っていきます。

これにより、文化活動のための必要な場を提供し、新しい文化が芽吹いていく環境をつくっていきます。

#### 《主な施策・事業》

- 現代美術センターの機能充実
- 青少年会館プラネットステーション事業（再掲）

#### ②モデル地域の整備に向けた取組み

文化が創造される核となり得るエリアに集中的な支援を行うことにより、そのエリアの文化魅力を着実に引き上げ、新しい文化を生み出す拠点を整備していくことが重要です。そして、大阪中心部の動きに加えて、寺内町のような町並み整備が府内各地において進められることにより、文化活動が特に活発に行われる場が重層的に存在するようになっていくことが望まれます。

こうしたエリア整備の中核として、府民、NPO、企業、行政など公民協働により、たとえば、大阪の持つ「水の都」としての魅力を最大限に活かし、「四季折々の花と緑あふれ、美しい光に彩られる水の都」大阪の実現をめざし、人が集い、交流する空間として、水の回廊づくりを進め、賑わいのある都市空間を創造します。

また、たとえば、大阪シアターパーク構想<sup>\*1</sup>のように大阪城周辺地域の劇場集積空間を文化創造のシンボリックな地域と位置づけ、「大阪・アジアアートフェスティバル」をはじめとして集中的に文化振興に取り組んでいきます。

さらに、都心部の再開発をはじめ大規模なエリア整備にあっては、文化創造・発信の場づくりが具体化されるよう働きかけを進めていきます。



(資料)水の都大阪再生協議会パンフレット「水の都大阪再生構想 輝け水の都大阪～時を感じる水の回廊～」



(資料)大阪・アジアアートフェスティバルWEB サイト

※ 1 社団法人関西経済連合会文化・観光委員会劇場文化研究ワーキングチーム報告書『劇場文化をもっと人と街のなかへ』の中で提唱された構想で、「大阪城周辺を劇場や企業、自治体、NPO・市民など様々なセクターが連携し、関西を代表する劇場文化の創造と発信のエリアにしようとするもの」(社団法人関西経済連合会WEBサイトより抜粋)

## 《主な施策・事業》

- 水の都・大阪の再生（再掲）
- 大阪・アジアアートフェスティバル

## （２）文化創造の担い手を育む仕組みづくり

まちに様々な文化が満ちあふれ、府民がそのことに誇りと自信を持って大阪を内外に発信していく社会にするためには、アーティストはもちろんその活動と鑑賞者とを仲介する人材といった大阪の文化を力強く牽引する担い手が育成される仕組みをつくっていくことが重要です。

また、都市には、幅広い関心と興味を持った多くの人々が集まり、多種多様な文化活動が行われています。そして時代や社会で生起する様々な課題に対する批判や新たな提言といった創造活動は、アーティストと人々（鑑賞者）との関わりの中で生み出されています。その意味で、文化活動は都市の創造（クリエイティブ）産業とも言うべき役割を担い、都市が創造的な人材を引きつけるゆえんともなっています。

大阪では国内最大規模の自主制作のCG（コンピュータグラフィックス）アニメコンテストが早くから行われていることや、学生を対象とするデジタル表現を用いた新しい才能の発掘や幅広い人材の育成を目指した取組みが行われるなど、民間主体の活動が着実に広がりつつあります。

こうした活動を通じて文化創造の担い手を育むことが強く求められているところであり、その仕組みづくりに取り組んでいきます。

### ①府民と文化をつなぐ人材の育成支援

文化が創造されることと併せて、生み出された文化と府民との出会いを橋渡しすることのできる人材が育っていることが、新しい文化がしっかりと根を張るために重要です。

そのようなアートマネジメントができる人材を育成するため、たとえば事業の実施において一連の企画、運営をアートNPOや、アートNPO等

が組織するコンソーシアム（共同事業体）に委ね、アートマネジメントの実践経験を積む機会の提供を図るなど効果的な取組みを進めていきます。

#### 《主な施策・事業》

- 大阪アジア・アートフェスティバル（再掲）
- 現代美術センターにおける大阪現代美術フェスティバル

### ②文化創造等に資する産業との連携

雅楽が中国大陸、朝鮮半島さらにはベトナムとの交流を源に発展したように、上方文化は東アジアをはじめとする諸外国の多様な文明や文化との交流から育まれてきました。このように新しい文化は、多様な文化や価値観などを積極的に受け入れることによって、その創造が促進されるものです。

映像、音楽、デザインなどの文化芸術的な財やサービスを生み出す産業や、出版、放送など、文化芸術的な情報を受け取って流通させる産業などは、様々なジャンルの文化活動を促進し、文化の創造等に資する産業と言えます。

また近年、インターネットなどIT（情報技術）関連産業の発展により人々は国境を越えて映像や音楽などの多様な文化芸術作品に親しむことができるようになっていきます。

こうした産業と文化活動との連携を進めることにより、様々なメディアを通じてアジアをはじめとする内外にわたる鑑賞者の拡大やクリエイターの育成を図り、新たな文化創造が促進される都市環境をつくっていきます。

#### 《主な施策・事業》

- デジタルコンテンツ産業振興事業
- 大阪・アジアアートフェスティバル（再掲）

## 第4 文化施策の推進に向けて

### (1) 役割分担

---

文化振興を総合的かつ効果的に推進していくためには、府民、NPO、企業、行政、さらに行政においては国、府、市町村が、それぞれの役割を果たしつつ、力を合わせることも重要と考えます。また、個性豊かな都市が集まる関西の特性に鑑み、大阪だけでなく、関西が一体となって文化振興の取組みを進めていくことが有効と考えます。

#### ① 府の役割

府民、NPO、企業、行政のパワーを結集し、文化振興を推進する体制を整備します。文化を育む民間の活力に注目し、民主導の文化振興を図るとともに、市町村が行う文化振興の取組みに対して、情報提供をはじめとした必要な支援措置を行っていきます。また、大阪における総合的な文化振興のため、大阪市との連携方策について検討していきます。

#### ② オール関西での文化振興

関西は、悠久の歴史の中で、大阪、京都、神戸、奈良などそれぞれ個性を持った都市を築いてきており、日本あるいはアジアの中心的文化の一つを育んできた重要な拠点です。このような関西の特性を維持し、発展させていくため、関西広域連携協議会などを通じ、関西府県間の文化交流、関西の文化情報発信についてオール関西で分担・連携して取組みを進めます。

### (2) 民間活力

---

大阪は近世以来、町衆など民間が先導して、懐徳堂や適塾などを開き学術の振興に努めたのはじめ、独自の文化を育み、活力を築いてきたまちです。この民間の活力に注目し、府民をはじめNPO、文化団体、企業、大学等が活発に文化振興に取り組めるような施策を推進します。

### ①府民、NPO等との協働

府民やNPO、企業等の民間が主役となって、大阪の文化創造を行う社会づくりをめざし、それぞれの活動がさらに促進されるよう、活動の場づくりや情報提供の充実などを図ります。また、NPOについては、文化事業の共催や委託、文化施設の運営への参画などを通じて、行政のイコールパートナーとして協働を推進します。

### ②文化を支える仕組み

みんなで文化を支えていく社会を築いていくため、府民や企業からの寄附を促進するような寄附制度のあり方やその他の民の力を導入する新しい仕組みづくりについて検討していきます。

## **(3) 事業の評価・再編**

---

文化振興のための諸事業は、一つ一つが単独で実施されてもその効果は限定的なことから、施策全体として相乗効果が発揮されるよう展開されることが求められています。

より効果的で、総合的かつ体系的な文化振興施策を展開していくため、全庁横断的な推進体制のもと、事業実績をとりまとめ、事業の評価・再編に継続的に取り組みます。事業の評価・再編にあたっては、適宜、大阪府文化振興会議の意見を求めるとともに、府民等からの意見を反映する仕組みづくりを行っていきます。

## 5年後のすがた

先に述べたような文化振興の集中的な取組みを進めることにより、5年後には、次のような大阪の将来像の実現を目指します。大阪に住み、働き、学ぶ人々が文化へ高い関心を持ち、文化活動に参加し、大阪の文化に自信と誇りを持っている、そうした魅力にあふれるまちにしていきます。

それを端的に表す指標として、大阪の魅力について説明できる人を増やすことを掲げます。

## 府民の3人に2人が、大阪の魅力を紹介できるように

### ■ 大阪の魅力について説明や紹介ができる

	(平成16年度)	目標値 (平成22年度)	備考
大阪の魅力について説明や紹介ができる府民の割合 《出典：府民意識調査》	46.9%	67%	〔質問項目〕 「大阪の魅力(文化、人、産業、まちなど)についてたずねられたとしたら、説明や紹介ができますか」 できる4.5% ある程度はできる42.4%

### ■ 人が集い、文化が花開く大阪になっていると思う府民の割合

	(平成17年度)	みんなで めざそう値 <sup>※2</sup> (平成22年度)	備考
人が集い、文化が花開く大阪になっていると思う府民の割合 《出典：府政世論調査》	32.8%	65%	〔質問項目〕 「伝統文化や若者文化など様々な大阪独自の文化が育っている」など

※2 『大阪の再生・元気倍増プラン(大阪21世紀の総合計画)平成12年12月』が目指す将来像をわかりやすく示したものであり、同計画の計画期間である平成22(2010)年度に向け、府民、NPO、企業、国、府、市町村が協働・連携して自ら取り組むことにより、実現が期待される値。

## 文化・芸術へみんなが高い関心を

～文化が身近に感じられるまちに～

人々の生き甲斐や創造力の源である文化が身近なものとして感じられ、文化活動に自主的に参加し、あるいは文化の創造が活発に行われるような大阪を目指していきます。そのためには、まず、文化・芸術へみんなが高い関心をもっていることが必要であり、文化が身近に感じられるまちづくりを実現していきます。

### 文化・芸術への関心を持つ人の割合をアップ

府内の劇場で行われた演劇等を鑑賞した人の数 1,381 千人 → 3,000 千人  
 過去 1 年間での芸術作品の鑑賞経験 45.6 % → 60 %

#### ■ 府内の劇場で行われた演劇等を鑑賞した人の数

	(平成 13 年度)	みんな めざそう値 (平成 22 年度)	備 考
府内の劇場で行われた演劇等を鑑賞した人の数 《出典：総務省「社会生活基本調査」 (行動者比率に基づく推計値)》	1,381 千人 (行動者比率 18.6%)	3,000 千人 (行動者比率 40%)	7,532 千人× 40% = 3,013 千人 ≒ 3,000 千人 (行動者比率：15 歳以上の総人口のうち、当該年度において特定の活動 (例えば「演劇等の鑑賞」)を行った人の割合)

#### ■ 過去 1 年での芸術作品の鑑賞経験

	(平成 15 年度)	みんな めざそう値 (平成 22 年度)	備 考
一定期間内に(府内で)美術や芸術作品を見に行ったことのある府民の割合 《出典：府政世論調査》	45.6 %	60 %	〔質問項目〕 「過去 1 年間に、大阪府内の美術館やデパート、公共施設などで、絵画や彫刻、陶芸、写真などの芸術作品を鑑賞した」

## みんなが大阪に魅力を感じるように

～人権が尊重されるまちに～

伝統芸能や歴史的建造物から、若い世代による新しい文化活動までも含めた豊富な文化資源を掘り起こし、それらを幸せで豊かに暮らせる大阪づくりに活用していきます。多様な文化を通じ、それぞれの個性や価値観を相互に認め合うなど、誰もがお互いの人権を尊重しあうことを日常生活の中で当然のこととして身につけ、実践する大阪にしていきます。そして、そうした大阪の姿を内外に発信することによって、あらゆる人々が大阪に魅力を感じ、住んでみたい、訪れてみたい、そうした大阪の実現につなげていきます。

### 大阪に魅力を感じる人の割合をアップ

大阪で観光したいと 思っている人の割合	府内 32.1% → 55% 府外 82.8% → 現状値(12年度83.6%) を上回る
外国人の来訪者 人権意識が向上していると 思っている府民の割合	148万人 → 220万人  29.1% → 50%

#### ■ 大阪で観光したいと思っている人の割合

	(平成15年度)	みんなできざそう値 (平成22年度)	備 考
大阪で観光したいと思っている人の割合 《出典：府政世論調査、大阪の都市魅力に関するアンケート》	府内 32.1% 府外 82.8%	府内 55% 府外 現状値を上回る (12年度83.6%)	〔質問項目〕 府内「大阪は、他府県や海外の人が行ってみたい、観光してみたいと思える魅力的なまちだ」 府外「大阪には、遊びやショッピングなど観光してみたい魅力があると思いますか」

#### ■ 外国人の来訪者

	(平成14年度)	みんなできざそう値 (平成22年度)	備 考
外国人来訪者数 《出典：訪日外国人旅行者調査》	148万人	220万人	

#### ■ 人権意識が向上していると思っている府民の割合

	(平成17年度)	みんなできざそう値 (平成22年度)	備 考
人権意識が向上していると思っている府民の割合 《出典：府政世論調査》	29.1%	50%	〔質問項目〕 「10年前と比べた大阪の変化について、家庭や地域、学校、職場などで、性別、障害の有無、国籍、年齢などにかかわらず、一人ひとりの価値観や考え方が尊重されるなど、人権意識が向上した」

## 文化芸術活動への参加機会の充実を

～活発な文化活動が行われるまちに～

文化を支え、担っていくのは人です。大阪の文化が活性化し、魅力あるまちとして大阪が再生するためには、文化の担い手は、アーティストやその活動と府民との出会いを橋渡しするマネジメントを行う人のみならず、府民一人ひとりでなければなりません。府民一人ひとりの文化芸術活動が活発に行われるまちを実現していきます。

### 文化を担う人の割合をアップ

過去1年間での「文化芸術活動」実践した人 25.8% → 50%  
過去1年間で「スポーツ」をした人 72.3% → 現状値  
(8年度77.2%)  
を上回る

#### ■ 過去1年間での「文化芸術活動」実践の有無

	(平成14年度)	目標値 (平成22年度)	備考
「文化芸術活動」実践の有無 《出典：府政世論調査》	25.8%	50%	〔質問項目〕 「あなたは最近1年間に、ご自分で「文化芸術活動」を実践（但し、文化芸術の鑑賞は含みません）されましたか。」

#### ■ スポーツ年間行動者比率

	(平成13年度)	みんな でめざそう 値 (平成22年度)	備考
スポーツ年間行動者比率 《総務省「社会生活基本調査」 (行動者比率に基づく推計値)》	72.3%	現状値を上回る (8年度77.2%)	〔質問項目〕 「スポーツをこの1年間にしましたか」

# 大阪府文化振興条例に係る施策集（平成17年度）

## 1 芸術の振興（第9条）

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術を振興する

- 芸術文化振興補助金
- 大阪センチュリー交響楽団への補助
- 大阪フィルハーモニー協会への支援
- 大阪国際室内楽コンクールへの補助
- 現代美術センターのインターネット美術館
- 現代美術センターにおける大阪現代美術フェスティバル
- 現代美術センターにおける芸術家交流事業（ART-EX）
- 現代美術センターにおける現代美術作品の展覧会・常設展示
- 現代美術センターにおけるキッズ・アート・ラボ事業
- 現代美術センターの展示室の貸し出し
- 大阪芸術賞
- 大阪文化祭賞
- プラネットステーション事業

## 2 伝統芸能の保存等（第10条）

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の伝統的な芸能の保存、継承、発展を図る

- 上方演芸資料館における上方芸能まつりの実施
- おおさか・元気・シリーズ事業（文楽、能・狂言）
- 大阪文化の再発見に関する講座の実施
- 文化財の調査事業
- 指定文化財保存、継承、公開事業
- 文化情報センターにおける一般府民向け、文化・生涯学習関係者向け各種講座の実施

## 3 上方演芸の保存及び振興（第11条）

上方演芸（落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸）の保存、振興を図る

- 上方演芸資料館における演芸公演及び上方芸能まつりの実施（2の再掲）
- 上方演芸資料館における上方演芸資料の収集・保存・展示
- 上方演芸資料館演芸ライブラリーの運営
- 上方演芸資料館-上方演芸の殿堂入り顕彰事業

## 4 生活文化等の振興（第12条）

生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）、地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民娯楽）の振興を図る

- 笑いと健康事業
- 文化情報センターにおける一般府民向け、文化・生涯学習関係者向け各種講座の実施（2の再掲）
- Eマーク食品の振興
- 「食博覧会・大阪」開催への支援
- なにわ伝統野菜、なにわ特産品、なにわの農産加工品の振興
- なにわ伝統野菜等の振興
- 大阪文化の再発見に関する講座の実施（2の再掲）

## 5 スポーツ文化の振興（第13条）

スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることから、スポーツに親しみ、楽しむことができるよう努める

- スポーツ指導者の養成
- スポーツ関係団体の育成
- スポーツイベント等関連事業の推進
- スポーツ情報提供事業の推進
- スポーツの国際交流の推進
- 総合型地域スポーツクラブの育成支援
- 大阪文化賞

## 6 学術文化の振興（第14条）

学術が文化の振興の基盤をなすことから、学術の研究の振興を図る

- 大阪文化賞（5の再掲）
- 公立大学法人大阪府立大学の運営支援
- 大阪科学賞
- 大阪の活力を創出する都市拠点の形成（彩都の建設推進）

## 7 文化財の保存等（第15条）

有形又は無形の文化財の適切な保存、継承、活用を図る

- 大阪楽座事業
- 四天王寺ワッソ開催支援事業
- 文化財の愛護推進委員による普及啓発
- 文化財の調査事業
- 指定文化財保存、継承、公開事業
- 文化財公開施設（弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、泉北考古資料館及び風土記の丘）の運営

## 8 都市の景観等の活用等（第16条）

風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことから、都市の景観、歴史的景観、自然景観の創造、保全を図る

- 大阪楽座事業（7の再掲）
- 土地利用基本計画に基づく計画的土地利用の推進
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- 景観条例に基づく景観形成の推進
- 大阪美しい景観づくり推進会議による府民運動の展開
- 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）の実施
- 「農空間保全・活用地域」の指定
- 「優良農地等保全区域」の明示
- オアシス整備事業（ため池環境コミュニティの設置、水土里のインタープリターの育成）
- 地域総合オアシス整備事業
- いきいき水路整備事業
- まちづくり水路モデル事業
- まちづくりに寄与する公共建築物の整備（公共建築設計コンクールの実施）
- 良好な市街地環境の整備（街なみ環境整備事業の促進）
- 地域の魅力・顔づくりプロジェクト
- 安全でひとにやさしい府道緑化事業
- 中環の森づくり
- みんなで育てる花いっぱいプロジェクト
- アドプト制度の促進
- 水の都大阪の再生（河川環境整備事業（旧淀川））
- 水の都大阪の再生（戦略的イベント実施事業）
- トラスト活動の推進
- みどりづくり事業
- 周辺山系の保全・利用

## 9 府民等の文化活動の充実（第17条）

府民、府外からの通勤、通学者が文化を鑑賞、体験、創造する活動に参加する機会、場の充実を図る

- おおさか・元気・シリーズ（文楽、能・狂言）（2の再掲）
- 大阪楽座事業（7、8の再掲）
- （財）大阪21世紀協会への支援
- 上方演芸資料館における上方演芸資料の保存・収集・展示（3の再掲）
- 上方演芸資料館演芸ライブラリーの運営（3の再掲）
- 現代美術センターにおける現代美術作品の展覧会・常設展示（1の再掲）
- 現代美術センターにおける現代美術フェスティバル（1の再掲）
- 現代美術センターの展示室の貸し出し（1の再掲）
- 文化情報センターにおける一般府民向け、文化・生涯学習関係者向け各種講座の実施（2の再掲）
- 新進芸術家・公立文化施設活性化補助金
- 大阪・アジアアートフェスティバル
- 音楽文化振興事業（府民コンサートの開催、和太鼓フェスタの開催）

# 大阪府文化振興条例に係る施策集（平成17年度）

## 10 高齢者・障害者等の文化活動の充実（第18条）

高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるような環境の整備等を図る

- 老人クラブ活動への支援
- シルバーアドバイザー養成講座の充実
- 障害者・芸術文化促進事業
- 障害者スポーツ促進事業

## 11 子どもの文化活動の充実（第19条）

子どもが行う文化活動の充実を図るため、心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備等を図る

- おおさか・元気・シリーズ事業（2、9の再掲）
- 現代美術C-キッズ・アート・ラボ事業（1の再掲）
- プラネットステーション事業（1の再掲）
- 府立大型児童館ビッグバンの運営
- 大阪センチュリー交響楽団によるタッチ・ジ・オーケストラ
- 市町村の自主事業のうち子どもを対象としたものに対する支援
- 現代美術センターにおけるキッズ・アート・ラボ事業（1の再掲）

## 12 学校教育（・生涯学習）等における文化活動の推進（第20条）

学校教育、生涯学習、その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努める

- スクールカラーサポートプラン
- 青少年の文化・芸術に対する関心呼び起こす事業の実施
- 学校支援人材バンク活用事業
- 芸術系の専門学科高等学校の設置（港南造形高校、夕陽丘高校、東住吉高校）
- 文化情報センターによる文化・生涯学習情報の提供

## 13 人材等の育成（第21条）

文化活動を担う人材、団体の育成を図る

- 上方演芸資料館演芸ライブラリーの運営（3、9の再掲）
- 青少年の文化・芸術に対する関心呼び起こす事業の実施（12の再掲）
- 大阪・アジアアートフェスティバル（9の再掲）
- 現代美術センターの展示室の貸し出し（1、9の再掲）
- 文化情報センターの一般府民向け、文化・生涯学習関係者向け各種講座の実施（2の再掲）
- 現代美術センターにおける芸術家交流事業（ART-EX）（1の再掲）
- 音楽文化振興事業（ミュージックキャンプの開催、派遣音楽指導の実施、管・打楽器講習会の開催）

## 14 民間による文化支援活動との連携等（第22条）

民間企業、NPO等による文化に対する支援活動との連携、支援を図る

- （財）大阪21世紀協会への支援（9の再掲）
- 大阪府ボランティア・市民活動センター事業補助
- ボランティア活動推進補助
- NPOマネジメントセミナー事業
- NPO法人立ち上がり支援セミナー開催事業
- 地域型中間支援組織パワーアップ事業
- NPO情報発信強化事業
- NPO法人制度PRリーフレットの作成
- NPO自己点検システムの普及推進
- 大阪NPOプラザ管理・運営支援事業
- NPOとの意見交流会開催事業
- NPO協働フォーラム開催事業

## 15 文化の創造等に資する産業との連携（第23条）

映像、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造に資する産業との連携により文化の振興を図る

- 大阪・アジアアートフェスティバル（1、13の再掲）
- 「舞台芸術・芸能見本市2005大阪」
- デジタルコンテンツ産業振興事業
- 大阪府デジタルアーカイブ流通事業
- デジタル文化資産活用のためのルールづくり

## 16 情報の収集及び提供（第24条）

府民、事業者、通勤、通学者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集、提供を図る

- 「水の都・大阪」戦略的イベント実施事業（8の再掲）
- （財）大阪21世紀協会への支援
- 上方演芸資料館演芸ライブラリーの運営（3,9,13の再掲）
- 文化情報誌の発行、インターネットによる情報発信
- 文化情報センターによる文化・生涯学習情報の提供（12の再掲）
- 現代美術センターのインターネット美術館（1の再掲）
- アジア・太平洋人権情報センターの運営
- 大阪国際平和センターの運営
- 大阪人権博物館への助成
- 大阪ブランドコミッティへの参画
- 関西広域連携協議会・歴史街道推進協議会への参画

## 17 観光旅客等の来訪及び文化交流の促進（第25条）

国内外からの観光旅客等の来訪と文化交流を促進するため、大阪における文化活動、文化資源に関する情報の発信を図る

- 観光戦略プログラムの推進
  - 東アジアターゲット・プログラム
  - 関空活用・プログラム
  - 広域連携・プログラム
  - 大阪魅力開発・プログラム
  - ホスピタリティ向上・プログラム
- 水都大阪・水辺ウォークプロジェクト
- 歴史街道の案内充実
- 現代美術C-芸術家交流事業「ART-EX」（1、13の再掲）
- 関西元気文化圏（16の再掲）
- （財）大阪21世紀協会への支援（9、16の再掲）
- 四天王寺ワッソ開催支援事業（7の再掲）

## 18 顕彰の実施（第26条）

文化活動で顕著な成果を収めた者や文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努める

- 大阪文化賞（5の再掲）・大阪芸術賞（1の再掲）・大阪文化祭賞（1の再掲）
- 山片蟠桃賞
- 上方演芸資料館-上方演芸の殿堂入り顕彰事業（3の再掲）
- 大阪科学賞（6の再掲）

## 《参考資料：大阪府文化振興条例》

### 大阪府条例第十号

#### 大阪府文化振興条例

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第五条）

##### 第二章 文化振興計画（第六条）

##### 第三章 大阪府文化振興会議への諮問等（第七条・第八条）

##### 第四章 文化の振興に関する施策（第九条—第二十七条）

##### 附則

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。

大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきた。

少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にする地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかなければならない。

さらに、まちを魅力的でにぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壌づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。

ここに、だれもが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることにかんがみ、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることにかんがみ、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 7 文化の振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。

(府の責務)

第三条 府は、文化の振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

- 2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(府民の役割)

第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

## 第二章 文化振興計画

(計画の策定)

第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

## 第三章 大阪府文化振興会議への諮問等

(大阪府文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

- 一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

#### 第四章 文化の振興に関する施策

##### (芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (上方演芸の保存及び振興)

第十一条 府は、上方演芸（大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。）の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (生活文化等の振興)

第十二条 府は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることにかんがみ、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (学術文化の振興)

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことにかんがみ、学術の研究の振興に努めるものとする。

##### (文化財の保存等)

第十五条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことにかんがみ、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するように努めるものとする。

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号の表大阪府男女共同参画審議会の項の次

に次のように加える。

大阪府文化振興会議	大阪府文化振興条例(平成十七年大阪府条例第十号)第七条各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務
-----------	--





大阪府生活文化部文化・スポーツ振興室文化課 平成18年3月発行  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 / TEL 06(6941)0351(代表)  
ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/bunka/index.htm>